

九州農業成長産業化連携協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この組織は、九州農業成長産業化連携協議会（以下「協議会」という。）と称する。

第2章 目的及び活動

(目的)

第2条 協議会は、九州地域の農業の重要性に鑑み、産学官が連携し農業の成長産業化を推進し、さらなる相乗効果を生み出すため、新たに組織として設立するものであり、農業関係者と商工業関係者との経営連携により経営力を強化し、販売・加工・輸出等の体質強化を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 農業の成長産業化に関する情報の収集及び会員への発信
- (2) 農業の成長産業化に関する意見交換
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な活動

第3章 会員

(会員)

第4条 協議会の会員は、第5条の入会手続きに基づき入会登録を行った団体、企業、個人を会員とする。

(入会)

第5条 協議会に入会を希望する者は、所定の様式により協議会加入申込書を協議会事務局（以下「事務局」という。）に提出することにより、随時協議会への加入を登録できる。

2 加入要件は、以下の通りとする。

- (1) 協議会の趣旨及び第2条の目的に賛同すること。
- (2) 会員として団体名・企業名・個人名が公表されることを了承すること。
- (3) 会員として協議会へ提出した情報は、個人情報を除き、退会後も協議会が活用する場合があることを了承すること。

(会費)

第6条 会費は、無料とする。

(退会)

第7条 協議会から退会を希望する者は、「退会届出書」を事務局に提出することにより、随時協議会から退会することができる。

(加入登録の取消し)

第8条 事務局は、会員が次のいずれかに該当する場合、参加の登録を取り消すことがある。

- (1) 協議会の趣旨及び目的に、明らかに反するような行為を行ったと認められる場合。
- (2) 虚偽の情報を提供するなど、会員又は第三者に不利益をもたらすような行為をしたと認められる場合。

(3) 法令や公序良俗に反する行為をしたと認められる場合。

第4章 会長

(会長)

第9条 協議会に会長を置く。

2 会長は、事務局において会員の中から定める。

(職務)

第10条 会長は、協議会を代表し、事務局への助言・指導を行う。

第5章 責任範囲及び個人情報の取扱い

(責任範囲)

第11条 会長及び事務局は、本規約に定める以外に何らの責任を負わないものとする。
会員間での情報交換、共同プロジェクトの実施、直接商談、取引ないし契約等は、当該会員が自己の名義・計算で行うものとし、会長及び事務局は何らの保証または責任を負わないものとする。

2 会員の違法行為または第三者の権利の侵害が、会員の責に帰すべき事由により発生した場合は、会員がその責任において一切を処理するものとする。

(個人情報の取扱い)

第12条 事務局及び会員は、相手方の保有する個人情報の委託または提供を受ける場合、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法第57号、その後の改正を含む、以下同じ）」、これに関連する法令及びガイドラインを遵守し、当該個人情報を保護するものとする。なお、本規約において「個人情報」とは、個人情報保護法第2条第1項記載の意味を有す。

2 個人情報の開示者は、当該個人情報の取得、使用等につき「個人情報の保護に関する法律」、これに関連する法令及びガイドラインを遵守するものとする。

第6章 活動計画及び活動報告

(活動計画)

第13条 協議会の活動計画は、事務局が作成する。

(活動報告)

第14条 協議会の活動報告は、事務局が作成する。

(報告)

第15条 活動計画及び活動報告は、会長の助言・指導を受け、会員に報告する。

第7章 事務局

(事務局)

第16条 協議会に事務局を設ける。

2 事務局は、（一社）九州経済連合会、（一財）九州地域産業活性化センター、九州経済産業局及び九州農政局で構成する。

3 事務局の運営に関し、必要な事項は別に定める。

(権能)

第17条 事務局は協議会の活動に関する事項、規約の変更、その他協議会運営に必要と認める事項について事務を行う。

(運営)

第18条 事務局の運営及び協議会の事務は、事務局構成機関の総意により行う。

2 事務局は、事務局構成機関の総意が得られないとき、会長の助言・指導を受ける。

3 会長は、事務局の運営及び協議会の事務について、事務局構成機関に採決を求めることができる。

4 採決は、事務局構成機関の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

第8章 雑則

第19条 本規約は、事務局において、必要に応じて改訂することができる。

附則

1 この規約は、平成24年3月19日から施行する。

2 この規約は、令和元年9月13日に改正し、令和2年4月1日から施行する。
但し、「第五章 総会」の廃止については、令和元年9月13日から施行する。